

定 款

(2022年9月16日改正)

株式会社ブロードバンドセキュリティ

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ブロードバンドセキュリティと称し、英文では BroadBand Security, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業および電気通信技術に関するコンサルティング業務
2. 情報処理事業および情報処理技術に関するコンサルティング業務
3. 通信機器、コンピューターおよび周辺機器の設計、製造、販売、保守ならびに輸出入
4. 通信機器、コンピューターおよび周辺機器のリース
5. コンピューターソフトウェアの設計ならびに販売
6. 情報処理システムの研究開発ならびに研究開発に関する調査、指導および教育事業
7. 電気通信事業法に基づく電気通信業
8. 電気通信工事業
9. 電気工事業
10. 電気通信設備の賃貸・保守および管理事業の受託
11. 情報処理サービスならびに情報提供サービス業
12. 情報システムおよび通信システムの設計、開発、保守および運用管理
13. 通信システムによる情報の収集、処理および販売
14. 教育用テキストの制作および販売ならびに研修セミナーの実施
15. 一般および特定労働者派遣事業
16. 工業所有権（特許、実用新案権、意匠権、商標権）、ノウハウ、著作権（著作隣接権を含む）その他無体財産の取得、譲渡、貸与、企画、開発、保全、利用および仲介
17. 会計帳簿の記帳代行、原価計算、決算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負
18. 損害保険代理業
19. 物流センターの管理、運営および物流情報の収集処理業務
20. 通信販売業
21. 出版物、電子出版物および映像物の制作および販売
22. イベントの企画、実施および運営
23. 有価証券の投資および運用
24. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、13,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り

扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれに当たる。

2 前項において定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
3 取締役全員に事故あるときは、株主総会において出席株主中より議長を選任する。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議決権)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任の方法)

第20条 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 前項において定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものと見なす。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、副社長及び役付取締役を若干名選定することができる。

(代表取締役)

第25条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議をもって定める。

- 2 前項によって決定された金額は、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まないものとする。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役（取締役であった者を含む）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 30 条 当会社の監査役は 3 名以上とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(報酬)

第 34 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、監査役（監査役であった者を含む）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任の方法)

第 40 条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものと見なす。

(報酬)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剩余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(中間配当)

- 第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第 46 条 配当財産が金銭である場合には、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 1 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款 第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 2 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

変更履歴

2016年 10月 28日	制定
2018年 7月 18日	改訂
2020年 9月 17日	改訂
2021年 9月 17日	改訂
2022年 9月 16日	改訂